

青森県報

第六百七十二号

令和五年
十月十日
(火曜日)

目次

告 示

- 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止……………(自然保護課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……一
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任……………(上北地域民局) ……四

告 示

青森県告示第五百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定により次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和五年十月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類
オスキジ及びオスマドリ
- 二 捕獲等を禁止する区域

青森県一円

三 捕獲等を禁止する期間

令和五年十一月十五日から令和十年十一月十四日までの間において毎年一月十六日から二月十五日まで

青森県告示第六百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年十月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称 有限会社 軽交通 主たる事務所の所在地 南津軽郡田舎館村大字川部字上西田二の八	居宅介護	名称 有限会社 軽交通ベス敦 所在地 南津軽郡田舎館村大字川部字上西田二の八	令和五・〇・一

青森県告示第六百一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年十月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名称	社会福祉法人陽明会	社会福祉法人陽明会
		三沢市前平二丁目五の二	三沢市前平二丁目五の二
障害児通所支援の種類	主たる事務所の所在地	放課後等デイサービス	児童発達支援
		児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
障害児通所支援事業所	名称	三沢市前平二丁目五の二	三沢市前平二丁目五の二
		三沢市前平二丁目五の一	三沢市前平二丁目五の一
指定年月日	所在地	〃	〃
		〃	令和五・一〇・一

青森県告示第六百二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和五年九月二十九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

令和五年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字細間八番一、八番五及び八十四番の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、イの地点からノの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とノの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 X座標 プラス一四三六二二・四四六三
- ロの地点 Y座標 マイナス二七〇九・〇一二二
- ハの地点 X座標 プラス一四三六三四・〇六七八
- ニの地点 Y座標 マイナス二六九二・九〇六〇
- ホの地点 X座標 プラス一四三六三〇・〇八〇八
- ヘの地点 Y座標 マイナス二六八五・一六三四
- トの地点 X座標 プラス一四三六一八・七七八三
- チの地点 Y座標 マイナス二六七六・九〇七二
- リの地点 X座標 プラス一四三六一五・一〇一八
- ヌの地点 Y座標 マイナス二六七八・七一九七
- ルの地点 X座標 プラス一四三六一一・七〇〇四
- ヲの地点 Y座標 マイナス二六七八・一八六五
- ワの地点 X座標 プラス一四三六〇二・五二四三
- カの地点 Y座標 マイナス二六七三・八一〇五
- カの地点 X座標 プラス一四三五九七・四四九七
- カの地点 Y座標 マイナス二六六三・七六二〇
- カの地点 X座標 プラス一四三五八七・六六九三
- カの地点 Y座標 マイナス二六六〇・一三三七
- カの地点 X座標 プラス一四三五七九・六八三九
- カの地点 Y座標 マイナス二六五四・一九八六
- カの地点 X座標 プラス一四三五七二・九二五三
- カの地点 Y座標 マイナス二六四六・七五三一
- カの地点 X座標 プラス一四三五七三・三三三九
- カの地点 Y座標 マイナス二六四一・四七二四
- カの地点 X座標 プラス一四三五六五・三六八二
- カの地点 Y座標 マイナス二六三九・八六四二
- カの地点 X座標 プラス一四三五六五・〇九二五
- カの地点 Y座標 マイナス二六三三・六九八〇

- ヨの地点 X座標 プラス一四三五六六・六三六六
Y座標 マイナス二六二二・六二〇三
- タの地点 X座標 プラス一四三五五二・七一〇五
Y座標 マイナス二六一六・七七七一
- レの地点 X座標 プラス一四三五五一・二三〇四
Y座標 マイナス二六一二・三九二八
- ソの地点 X座標 プラス一四三五五〇・二九七五
Y座標 マイナス二六一二・二一四二
- ツの地点 X座標 プラス一四三五四五・七二六五
Y座標 マイナス二六一一・九一六一
- ネの地点 X座標 プラス一四三五四〇・五五三五
Y座標 マイナス二六一一・八七〇二
- ナの地点 X座標 プラス一四三五三六・一二八五
Y座標 マイナス二六一二・二九三二
- ラの地点 X座標 プラス一四三五三三・六〇五五
Y座標 マイナス二六一二・九四八八
- ムの地点 X座標 プラス一四三五三一・六〇四九
Y座標 マイナス二六一三・四六八六
- ウの地点 X座標 プラス一四三五三八・六六九五
Y座標 マイナス二六三四・三〇七六
- キの地点 X座標 プラス一四三五四〇・六二二〇
Y座標 マイナス二六三三・六四五七
- ノの地点 X座標 プラス一四三五四七・九四六七
Y座標 マイナス二六五五・二五一九

3 面積

二、七七〇・六一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字細間八番一、八番五及び八十四番の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一條第一項第一号の規定による
国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第

十系を用いて得た次の各地点のうち、aの地点からzの地点までを順次に結んだ線及びaの地点とzの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- aの地点 X座標 プラス一四三六一二・〇九九五
Y座標 マイナス二七五六・九六〇九
- bの地点 X座標 プラス一四三六三八・四〇六七
Y座標 マイナス二七二一・〇七〇六
- cの地点 X座標 プラス一四三六三六・三九九四
Y座標 マイナス二七〇七・三五五二
- dの地点 X座標 プラス一四三六三四・〇六七八
Y座標 マイナス二六九二・九〇五九
- eの地点 X座標 プラス一四三六三〇・〇八〇八
Y座標 マイナス二六八五・一六三四
- fの地点 X座標 プラス一四三六一八・七七八三
Y座標 マイナス二六七六・九〇七二
- gの地点 X座標 プラス一四三六一五・一〇一八
Y座標 マイナス二六七八・七一七五
- hの地点 X座標 プラス一四三六〇一・四九八六
Y座標 マイナス二六七二・三九五八
- iの地点 X座標 プラス一四三五九二・四二八〇
Y座標 マイナス二六五四・五一〇〇
- jの地点 X座標 プラス一四三五九二・六五五四
Y座標 マイナス二六五四・四〇三二
- kの地点 X座標 プラス一四三五八五・七四五九
Y座標 マイナス二六四六・五九〇四
- lの地点 X座標 プラス一四三五九二・九四七八
Y座標 マイナス二六三三・一八一三
- mの地点 X座標 プラス一四三五九〇・四一五一
Y座標 マイナス二六二七・七一三二
- nの地点 X座標 プラス一四三五八八・八六五五
Y座標 マイナス二六二五・七九九二
- oの地点 X座標 プラス一四三五八五・一六九五
Y座標 マイナス二六二二・八三八二

出先機関

- pの地点 X座標 プラス一四三五八〇・九四五五
 - Y座標 マイナス二六二〇・六二九二
 - qの地点 X座標 プラス一四三五五四・三九四五
 - Y座標 マイナス二六一二・九九八二
 - rの地点 X座標 プラス一四三五五〇・二九七五
 - Y座標 マイナス二六一二・二一四二
 - sの地点 X座標 プラス一四三五四五・七二六五
 - Y座標 マイナス二六一一・九一六二
 - tの地点 X座標 プラス一四三五四〇・五五三五
 - Y座標 マイナス二六一一・八七〇二
 - uの地点 X座標 プラス一四三五六・一二八五
 - Y座標 マイナス二六一二・二九三二
 - vの地点 X座標 プラス一四三三三・六〇五五
 - Y座標 マイナス二六一二・九四八八
 - wの地点 X座標 プラス一四三三三・六〇四九
 - Y座標 マイナス二六一三・四六八六
 - xの地点 X座標 プラス一四三五一四・一九六九
 - Y座標 マイナス二六一七・九九一〇
 - yの地点 X座標 プラス一四三四九一・二七二二
 - Y座標 マイナス二六二三・九四四〇
 - zの地点 X座標 プラス一四三五一〇・五三四五
 - Y座標 マイナス二六八二・六一一五
- 3 面積
 - 一、三九五・九〇平方メートル
- 四 埋立地の用途
 - 漁港施設用地

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十月十日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

役員別の区別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	川村 秀雄	○上北郡六戸町大字折茂字下田表一の一	令和 五・九・二
〃	氣田 智彦	十和田市大字切田字下切田三〇の一	〃

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭